

平成26年5月29日

〒464-0074

名古屋市千種区仲田2-15-8 N Tビル11階
株式会社シッククリエーション 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
(旧名称: 特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワーク)

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル8階
事務局長 外山孝司
TEL: 052-265-9258 FAX: 052-265-9259



再申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人からの平成25年12月17日付再申入書に対し、さっそくご回答(平成26年1月22日付)いただき、また、約定書第5項③及び第8項につき申入れの趣旨に従い削除していただけること、真摯な対応に感謝申し上げます。

その余の貴社からのご回答内容につき、別紙のとおり回答ないし改めて申入れさせていただきます。

つきましては、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成26年6月30日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬具

ご回答及び再申入れ事項

第1 約定書第5項③、第8項 損害賠償額の制限条項について

1 再申入れの趣旨

賠償責任保険について、貴社が再検討の結果として行った対応内容をお知らせください。

2 再申入れの理由

損害賠償額を制限する約定書第5項③及び第8項につき、削除するとともに、賠償責任保険についても、当法人の指摘事項を踏まえて再検討する旨の回答をいただき、ありがとうございました。

ただし、賠償責任保険の問題は、貴社が子どもに対するスポーツ活動の指導という事故の危険を内在する事業を継続する以上、速やかに対応されるべき課題ですので、早急に再検討の上、その結果として行った対応内容についてお知らせください。

第2 約定書第6項③ 退会申出の効力発生日

第6項③ 会員は、担当指導者又は当ベースボールクラブ事務局に退会の申し出をした月の翌月末日をもって、退会することができるることとする。
(申し出をされた月の翌月いっぱいまでの所属となる。)

1 再申入れの趣旨

約定書第6項③を、退会の申出のあった月の末日をもって退会となるよう改定してください（平成25年6月18日付申入書第2、同年9月18日付再申入書第2、同年12月17日付再申入書第2と同旨）。

2 再申入れの理由

特定商取引法49条2項の定める学習塾の中途解約の場合の違約金の上限に照らして、退会申出の翌月分の運営費を受領することは問題ないのではないか、とのお問い合わせをいただきました。

しかしながら、特商法49条2項は、あくまで上限を定めるものにすぎません。通達でも、あくまで上限であって、個別ケースにおいて生じている損害または費用の額がこれを下回っている場合にまで当該上限額を請求できることを容認するものではないことを徹底されたい、としています（通達第3章の2・8（2）（ハ））。

また、消費者契約法9条1号において基準とする平均的損害は、あくまで「当

該消費者契約」の解除に伴う「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」とされていますので、業種毎に定型的に上限を定めた特商法の規定をそのまま当てはめることはできず、貴社の具体的な事業内容を踏まえ、中途解約に伴いどのような損害が生ずるかを具体的に検討する必要があることは明らかです。

従いまして、やはりこれまで申入れの理由として指摘したとおり、本条項は、解約によって生ずる平均的な損害の額を超える違約金を定める条項として、消費者契約法9条1号に反するものといわざるをえませんので、改めて、本条項の改訂を求める次第です。

第3 約定書第7項③ 登録費・保険料の不返還条項の改訂案について

平成26年1月22日付回答書において貴社から提示のあった本項の改訂案「当ベースボールクラブの責めに帰すべき事由がある場合を除き、一旦収められた登録費及び保険料は、会員が退会等により会員としての地位を失った場合でも返金しない。ただし、保険料については、保険会社への払込みが未了の場合は、全額返金するものとする。」については、登録費及び保険料が返金されるべき場合としては、貴社に責めに帰すべき事由がある場合に限らないことに鑑みると、問題ないとはいえないものと思料します。

また、登録費については、初回の練習等に参加するまでの間に退会等の申出があった場合は、貴社に登録費相当額の損害が生ずるとは必ずしもいえないこと、また、退会等に至る帰責性についての判断は必ずしも容易ではないところ、事業者たる貴社と消費者との間には交渉力や法的知識に格差があることから貴社の見解に理由があるか否かを判断することは極めて困難であること、に照らすと、初回の練習等に参加するまでの間に退会申出があった場合は事由にかかわらず返金する扱いとすることが紛争の防止に資し、双方にとって望ましいと考えます。

従いまして、本項については、下記のとおりに改訂されることを求めます。

記

「会員が退会等により会員の地位を失った場合における一旦収められた登録費及び保険料の扱いは次のとおりとする。

(1) 初回の練習等に参加するまでに退会等により会員の地位を失った場合

いずれも返金する。ただし、保険料については、退会等に当ベースボールクラブの責めに帰すべき事由がなく、かつ、保険料を保険会社に払い込み済みの場合は、返金しない。

(2) 初回の練習等に参加した以降に退会等により会員の地位を失った場合

以下の場合を除き返金しない。ただし、保険料については、保険会社への

払込みが未了の場合は、以下の場合であっても全額返金するものとする。

①当ベースボールクラブの責めに帰すべき事由がある場合

②会員の責めに帰すことのできない事由による場合

③会員申込みが錯誤等により遡って無効となる場合

第4 改訂後の契約書の開示

以上のとおり改めて申入れいたしますので、速やかに契約書の改訂をご検討いただき、改訂後の契約書を開示してくださいますようお願いいたします。

以上